

令和 7 年度 芦屋市生活困窮者自立支援制度 に関する実績報告書

令和 8 年 1 0 月 芦屋市

目 次

I 自立相談支援事業等（必須事業）の実績	1
1 相談実績	1
2 支援実績	6
(1) 相談支援	6
(2) 自立相談支援事業による就労支援	8
(3) 自立相談支援事業における他事業との連携	8
(4) 他機関等との連携	9
3 成果と課題	10
II 家計改善支援事業（任意事業）の実績	13
1 支援実績	13
(1) 新規面談の家計再生プラン実績	13
(2) 支援実績の集計	14
(3) 滞納金の支払い	15
(4) 周知・啓発	16
2 成果と課題	16
III 就労準備支援事業（任意事業）の実績	18
1 支援実績	18
(1) 就労準備支援事業の相談分析	18
(2) 社会資源の開拓	21
(3) 対象者の状態像に対応できる支援メニューの多様化について	22
(4) 周知・啓発	22
2 成果と課題	23
IV 子どもの学習・生活支援事業（任意事業）の実績	25
1 支援実績	25
(1) 学習支援	25
(2) 生活支援	26
(3) 養育支援	26
2 成果と課題	27
V 事業推進体制	29
1 芦屋市多機関協働推進委員会	29
2 総合相談連絡会	31
3 阪神7市・丹波篠山市生活困窮者自立支援制度担当者会	31
VI その他	32
1 広報啓発	32
2 近隣市との情報交換会等	32
3 職員研修	32
VII 参考資料	33
1 芦屋市多機関協働推進委員会設置要綱	33
2 芦屋市多機関協働推進委員会委員名簿	34

I 自立相談支援事業等（必須事業）の実績

<事業の概要>

令和7年度は物価高騰などの影響もあり、引き続きお金にまつわる相談が多くありました。

ひとり親家庭からの相談が増えました。受験期の塾費用や長期休暇中の食費など、経済的な問題を抱える世帯にとって大きな負担となっています。こどもたちの「第3のプレイス」となり得る学習支援の場や地域食堂など、居場所づくりが求められています。

高齢者世帯からは、エアコン購入費用がないとの相談が複数ありました。エアコンがないことは生命の維持にかかわる問題であり、熱中症で病院を受診する人も増えていると見込まれます。貸付制度はありますが、返済計画が立てられない、時間がかかりすぎるなどの課題があり、今すぐ必要な場合には対応できないのが現状です。

家賃・水道光熱費・国民健康保険料の滞納など、深刻な状況にある世帯も見られます。住宅を失うおそれや病院受診が制限されるケースもあります。利用対象外とわかると支援策を断る人も多く、必要な人に支援が届いていない状況があると考えられます。

社会的孤立・ひきこもりの方への支援として、家族セミナーを4回シリーズで開催し、同じ悩みを持つ家族同士が交流できる場を提供しました。当事者支援としては、郵送物ポスティング就労体験事業を初めて実施するなど、社会とのつながりを取り戻し自立した生活を送ることを目標に支援を展開しました。

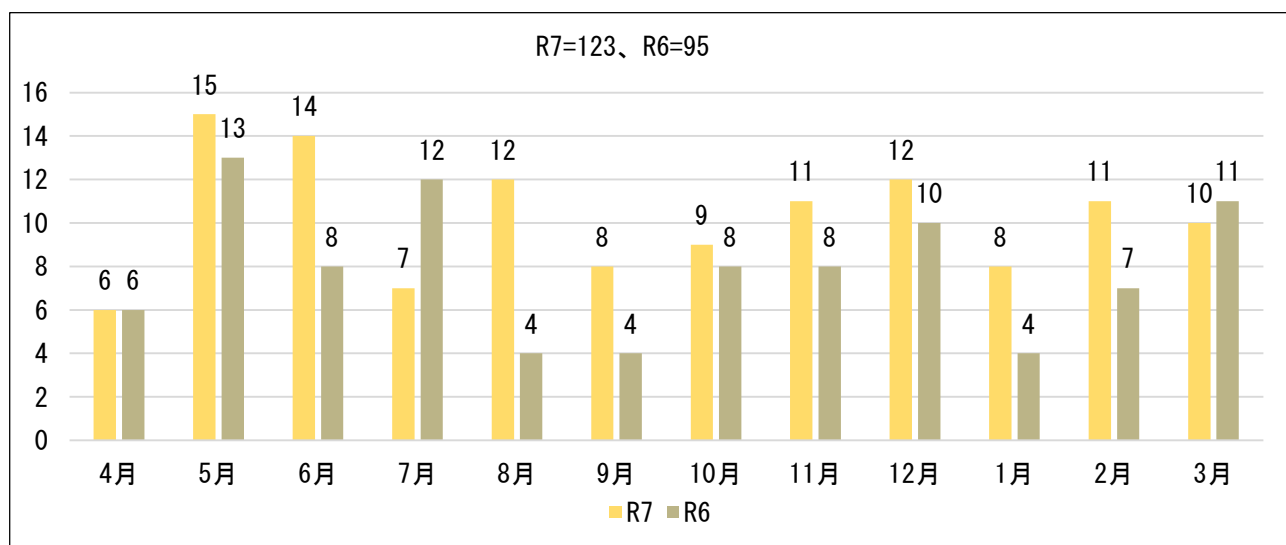
今後は、重層的支援体制整備事業を活用し、積極的に社会参加支援に取り組んでまいります。関係機関や関係する方々との連携をより深めることを目標に、取組みを進めてまいります。

1 相談実績

自立相談支援事業の相談分析

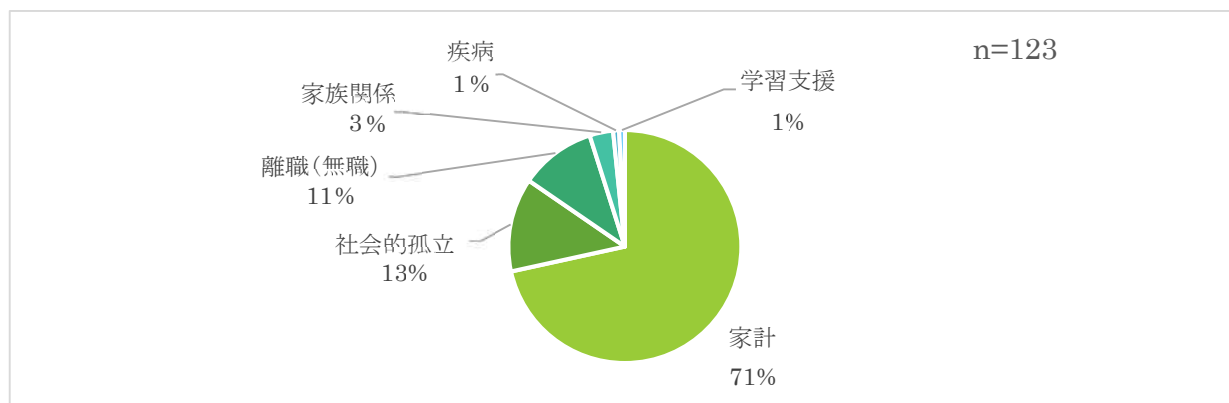
ア 月別相談件数の推移

【図表1-1 月別相談件数】



イ 主な困りごと種別

【図表 1-2①】



【図表 1-2② 主な困りごと相談件数】

	社会的 孤立	離職 (無職)	家計	家族関係	疾病	学習支援	合計
相談件数	16	13	88	4	1	1	123

【図表 1-2③ 困りごとの詳細】

項目	件数	項目	件数
病気や健康、障がいのこと	10	地域との関係について	1
住まいについて	25	家族との関係について	4
収入・生活費のこと	62	子育てのこと	3
家賃やローンの支払いのこと	21	介護のこと	2
税金や公共料金等の支払いについて	12	ひきこもり・不登校	9
債務について	16	DV・虐待	2
仕事探し、就職について	15	食べるものがない	3
仕事上の不安やトラブル	4	その他	4
合計			193

※複数回答があるため、相談者数とは合致しません。

相談内容について、従来と変わらず「収入・生活費のこと」が多く、続いて「住まいについて」、「家賃やローンのこと」など住宅にまつわる困りごとが多いです。また、「ひきこもり・不登校」についての相談も増加傾向にあります。

【図表 1-3 年代別の状況】

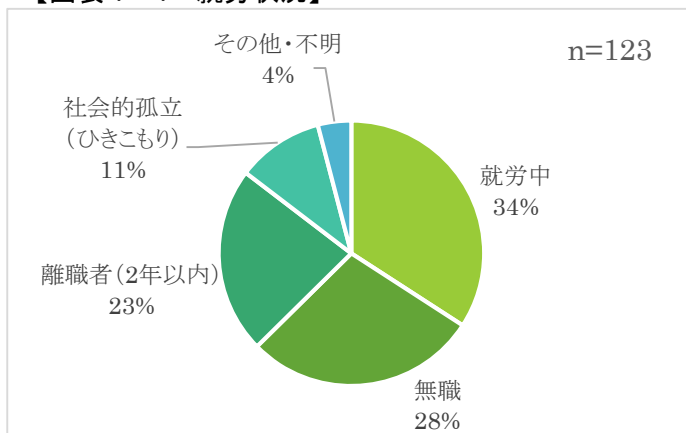
年代・男女 困りごと	10代		20代		30代		40代		50代		60~64歳		65歳以上		合計			R6
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	不明	
社会的孤立	2	0	4	1	4	1	1	0	2	0	0	0	0	1	13	3	0	12
離職（無職）	0	0	1	2	0	1	0	3	0	0	2	2	1	0	4	8	1	21
家計	0	0	6	5	3	8	3	10	6	13	6	1	9	10	33	47	8	61
家族関係	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	3	1	1
疾病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
学習支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
合計	2	1	11	8	7	10	4	14	8	15	8	4	10	11	50	63	10	95

相談件数全体が増加しました。昨年度から引き続き家計に関する相談が多く、若い世代からの相談も増えています。社会的孤立に関する相談も増えており、ひきこもりの方のご家族を対象とした家族セミナーを開催したことも、相談件数増加の要因の一つと考えられます。

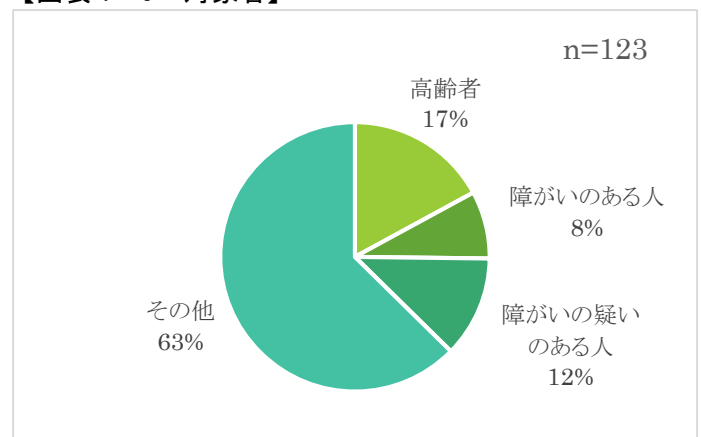
高齢者世帯からの相談では、高齢者生活支援センターと協働で支援にあたる機会が増えました。中でも、エアコン購入費用に関する貸付相談が多く寄せられています。貸付対象とならず対応できないケースでは、熱中症など生命にかかわる深刻な状況につながる恐れがあり、重要な課題と認識しています。

ウ 就労状況・対象者

【図表 1-4 就労状況】



【図表 1-5 対象者】



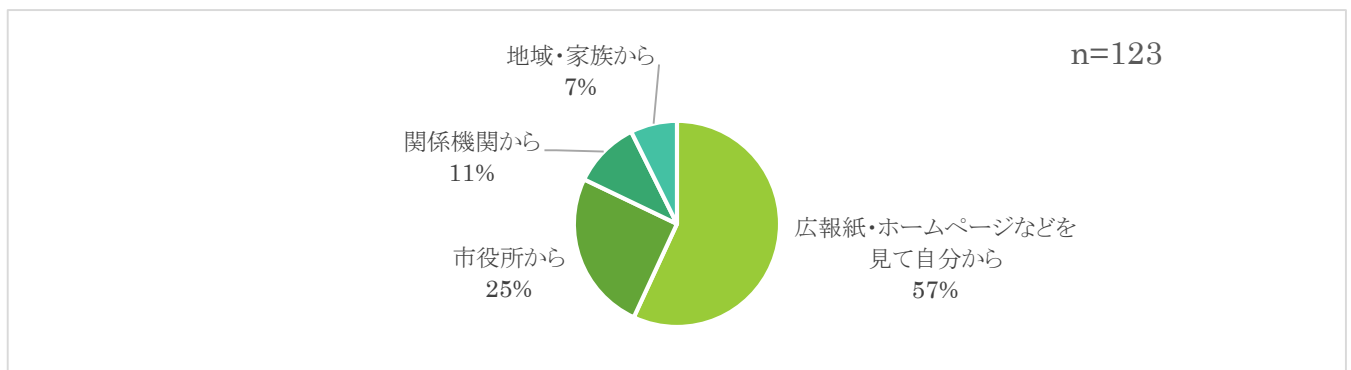
【図表 1-6 就労状況・対象者】

対象者 就労状況	高齢者	障がいの ある人	障がいの 疑いのある人	その他	合計	R6
離職者（2年以内）	1	5	2	20	28	12
社会的孤立（ひきこもり）	0	1	2	10	13	13
無職	20	1	7	7	35	25
就労中	0	2	4	36	42	38
その他・不明	0	1	0	4	5	7
合計	21	10	15	77	123	95

「その他」に分類される方は、就労中の方も多く、お金に関する問題を抱えている方が多い状況にあります。

エ 相談経路

【図表 1-7 相談経路】



【図表 1-8 相談経路内訳】

(A) 市役所からの紹介	件数	(B) 関係機関からの紹介	件数	(C) 総合相談窓口からの紹介	件数
債権管理課	3	ケアマネジャー	1	地域・家族	家族・知人・大家 7
こども家庭・保健センター	2	障がい相談支援事業所・障がい基幹相談支援センター	3		民生委員・児童委員 2
住宅管理センター	1	若者相談センターアサガオ	1		小計 9(9)
保険課	0	ハローワーク西宮	1	広報紙・ホームページなどを見て自分から	70(49)
市民参画・協働推進課	3	芦屋警察	4		
高齢介護課	1	兵庫県精神保健福祉センター	1	(C) 合計	79(58)
国際文化推進課	0	兵庫県立香風高校	1		
こども政策課	7	兵庫県里親支援センター	1		
生活援護課	10	芦屋市商工会	0		
地域福祉課	4	(B) 合計	13(14)		
不明	0				
(A) 合計	31(23)				

※各項目合計（ ）内の値：令和6年度実績

【図表 1－9 主な困りごと種別の相談経路】

困りごと 相談経路		社会的孤立		離職(無職)		家計		家族関係		疾病		学習支援		合計		R6	
		全 数	内 滞 納・ 負 債 有	全 数	内 滞 納・ 負 債 有	全 数	内 滞 納・ 負 債 有	全 数	内 滞 納・ 負 債 有	全 数	内 滞 納・ 負 債 有	全 数	内 滞 納・ 負 債 有	全 数	内 滞 納・ 負 債 有	全 数	内 滞 納・ 負 債 有
(A) 市役所 からの紹介		2	0	4	0	24	12	0	0	0	0	1	0	31	12	23	12
(B) 関係機関 からの紹介		6	0	1	0	6	2	0	0	0	0	0	0	13	2	14	4
(C) 総合相談 窓口からの 紹介	地域・家族 からの紹介	3	0	0	0	5	0	0	0	1	0	0	0	9	0	9	2
	自分から (広報誌等)	5	0	8	4	53	26	4	2	0	0	0	0	70	32	49	17
合計		16	0	13	4	88	40	4	2	1	0	1	0	123	46	95	35

相談経路に関しては様々な関係機関からのつながりが増えており、自分から相談に来る人も増えていることから、今後も周知啓発と関係機関との連携を進める必要があると考えられます。

2 支援実績

(1) 相談支援

ア 相談支援の状況

【図表 2-1 令和 7 年度実績】

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間 合計	R6
新規相談受付件数（本人未特定を含む）		6	15	14	7	12	8	9	11	12	8	11	10	123	95
プラン策定前支援終了件数 （初回スクリーニング時）		1	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	1	6	2
うち	情報提供のみで終了	1	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	4	1
	他機関へのつなぎで終了	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	1
	スクリーニング判断前に中断・終了	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支援決定・確認件数（再プランを含む）		7	4	4	3	4	5	8	6	5	3	3	8	60	62
うち	支援決定あり	7	3	3	1	2	4	4	2	2	2	1	3	34	30
就労支援対象者（プラン期間中の一般就労を 目指している）		2	1	2	2	2	2	1	2	2	1	1	5	23	28
生活福祉資金による貸付		0	1	0	0	0	1	1	0	2	0	0	2	7	11
生活保護受給者等就労自立促進事業		0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	1	0	4	13
評価実施件数（再プランを含む）		6	1	1	2	3	3	7	1	2	3	0	3	32	42
評価 結果	終結	0	0	0	1	1	0	2	0	2	1	0	1	8	11
	再プランして継続	6	1	1	1	2	3	5	1	0	2	0	2	24	31
	中断	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
見 変 化 ら れ た	変化あり	6	1	1	2	2	3	7	1	2	2	0	2	29	37
	変化なし	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	3	5
評価実施件数中就労支援対象プラン作成者分		2	0	1	2	1	1	2	1	0	0	0	1	11	15
	一般就労開始	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
	就労収入が増加	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	3

【生活困窮者自立支援法に基づく事業の新規利用者数（継続利用含まない）】

住居確保給付金（家賃補助） 2人

住居確保給付金（転居費用補助） 0人

自立相談支援事業による就労準備支援 3人

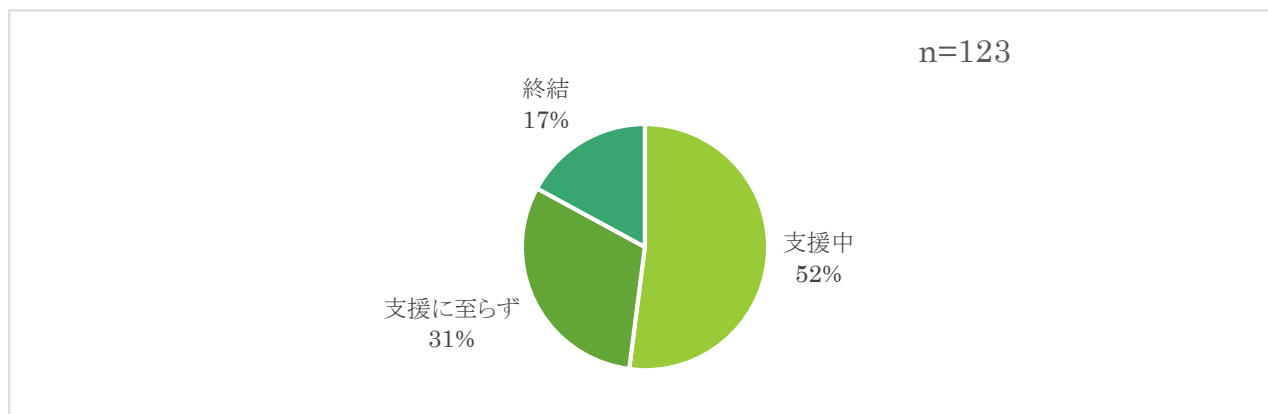
就労準備支援事業 4人

家計改善支援事業 15人

子どもの学習・生活支援事業 7人

イ スクリーニング状況

【図表 2-2 令和 7 年度新規ケース】



【図表 2-3 主な困りごと種別】

支援開始 年度	状態	社会的孤立	離職(無職)	家計	家族関係	疾病	学習支援	合計
R7	支援中	13	4	43	3	0	1	64
	終結	1	3	17	0	0	0	21
	支援に至らず	2	6	28	1	1	0	38
	合計	16	13	88	4	1	1	123
H27～R6	支援中	28	18	81	4	3	2	136
	終結	1	2	5	0	0	0	8
	支援に至らず	0	0	7	0	0	0	7
	中断※	2	3	14	0	1	0	20
	合計	31	23	107	4	4	2	171

※原則、中断は 2 年間連絡が途絶えた場合の取り扱いとしています。

家計に困りごとがある世帯の中から、「子どもの学習・生活支援事業」につながる場合もありました。相談の当初は家計の困りごとへの支援として始まりますが、経過の中でさまざまな課題が浮かび上がることが分かっています。

ウ 終結の解決方法

【図表 2-4 主な困りごと別の解決法】

解決法 主な 困りごと	就労	家計改善	他機関 つなぎ	他市転出	その他	合計	R6
社会的孤立	1	0	0	0	1	2	9
離職（無職）	1	0	0	2	2	5	17
家計	0	0	7	5	10	22	88
家族関係	0	0	0	0	0	0	4
疾病	0	0	0	0	0	0	2
合計	2	0	7	7	13	29	120

エ 終結までの支援期間

【図表 2-5 主な解決法の種別】

解決法 期間	就労	家計 改善	他機関 つなぎ	他市 転出	その他	合計	R6
3 か月以内	0	0	1	0	3	4	10
6 か月以内	0	0	1	1	0	2	11
12 か月以内	2	0	5	2	9	18	16
18 か月以内	0	0	0	0	0	0	25
24 か月以内	0	0	0	0	0	0	17
36 か月以内	0	0	0	0	0	0	17
36 か月以上	0	0	0	4	1	5	24
合計	2	0	7	7	13	29	120

(2) 自立相談支援事業による就労支援

コロナ禍以降、高齢者の相談では貸付を希望する相談が増えています。また、アルバイト就労などを望む方も多くいますが 50 代以降では、ハローワーク西宮との連携で就労支援を行います、職種を選ぶ人も多く、就職に結びつかないことも多くみられます。

(3) 自立相談支援事業における他事業との連携

こども政策課母子父子自立相談支援員やこども家庭・保健センター、フードバンク関西と連携し、経済的に苦しいこどもがいる世帯への食材提供事業へ協力しました。長期休暇期間のこどもの昼食を準備することは、経済的にも親の労力としても負担となることが分かっています。

(4) 他機関等との連携

重層的支援体制整備事業を活用し社会参加支援について検討を行うことで、より多くの関係機関から助言をもらうことができました。また、社会的孤立支援について専門職間での共通理解ができ、伴走的支援の必要性を認識することができました。

昨年度に続き、「生活相談会」を開催し、多機関との連携による相談と、食料と生活用品の無償配布にも取り組みました。

【その他の機関・事業利用数】

機関・事業名	内容	利用数
フードバンク関西による食材提供	所持金が少なく次の収入までの食材購入費用がない場合、食材提供支援を受けるもの。	2 件
生活物品等ゆずりあいネットワーク	芦屋市地域発信型ネットワークの中で検討され事業化。家電等生活に必要な物品を地域住民等の提供者から無償で譲り受けることができる。	4 名 6 点 (家電・日用品・衣類等)
フードドライブによる食材提供	コープこうべ、芦屋市環境施設課と芦屋市社協で余剰食品の提供を受け、即時必要な方へ向け数日分の食材を提供するもの。	9 名
福祉を高める運動世帯 経済的支援	民生児童委員協議会と社協との共同事業。赤い羽根共同募金を財源として困窮世帯へ年 2 回配分金をお届けするもの。	28 世帯
生活福祉資金等貸付（従来からのもの）	兵庫県社会福祉協議会実施の生活福祉資金貸付事業の中のひとつ。こどもの進学費用の貸付。	教育支援資金 2 名
国際ソロプチミスト芦屋ほほえみ支援基金	こどもや女性支援を活動方針としている国際ソロプチミスト芦屋による基金を活用し、こどもや女性に必要な生活用品の購入を支援するもの。 【思い出プロジェクト】 経済的に豊かではない世帯のこどもの心に残る取り組みとして、ボランティアカメラマン等の協力を得て、七五三のお祝い写真を作成する取組。	4 世帯 1 世帯
生活相談会	「生活相談会」を開催。食料と生活物品の無料提供会も同時開催。	38 人

3 成果と課題

(1) 周知・啓発

実績・成果

- ・ YOAKE 通信を発行し、社会的孤立に関する周知に取り組みました。
- ・ 全戸配布をしている「社協だより」やホームページなどに総合相談窓口の案内を掲載し、全市民への周知を継続して行いました。
- ・ 債権管理課の窓口対応時に自立相談支援機関への案内があり、相談につながる方が増えました。
- ・ 「めーむひろば」での就労体験について、総合相談連絡会や地区福祉委員会での周知に取り組みました。

課題

- ・ コロナ特例貸付の償還が始まり、生活を再建できない世帯にとっては負担感が大きく、償還猶予・償還免除などの手続きをすすめ、世帯の自立を支援する必要があります。
- ・ 経済的な不安を抱える子育て世帯へ確実に支援を届けるため、母子父子自立支援員やこども家庭総合支援担当、教育委員会など、連携・支援体制を構築する必要があります。

(2) 家計相談

実績・成果

- ・ 家計に課題のある世帯については、相談の初期段階から家計改善支援員が面談に同席し、早期に家計収支表作成等に取り組むことで、早い段階で経済的な生活再建策を提案することができました。
- ・ 高齢者からの相談には高齢者生活支援センターと協働で対応することで生活全般の支援を提案することができました。

課題

- ・ 家計に問題があるが見直しには消極的な人は、自立相談支援事業への継続支援には至らず、深刻な状態になることが予想されるため、継続的な周知等の必要があります。

(3) 地域での居場所・役割

実績・成果

- ・ 社会的孤立・ひきこもりの方へ向けた家族セミナーを開催しました。
- ・ ひきこもり当事者への支援から、就労や福祉サービス利用に結び付く人が増えてきています。
- ・ 重層的支援体制整備事業を活用し多機関協働支援会議において、社会的孤立の方の社会参加支援について支援検討を行うことができました。

課題

- ・ 社会的孤立支援は、本人からの相談ではなく家族からの相談が多く、家族の思いから支援がスタートしますが、短期間では本人・家族に変化があることがないため、変化を望む家族の思いとすれ違うことがあります。そのため、家族ケアを継続しながら伴走支援を行っていく必要があります。

- ・社会的に孤立していて、ひきこもり状態にある方の社会参加のあり方については、単一の機関では支援が難しいことも多いため、多機関協働支援会議などを活用し、検討する必要があります。

(4) 就労支援

実績・成果

- ・赤い羽根共同募金配分金を活用し「郵送物ポスティング就労体験事業」に取り組むことができました。
- ・ハローワーク西宮との連携により、より就労に特化したアセスメントを行うことで就労に結び付く人がいました。

課題

- ・就労準備支援事業の利用から始めたほうが良い対象者であっても、経済状況が苦しい方は生活費を得ることを優先せざるを得なくなり、就労しても継続できない場合が多いため、支援方法について検討する必要があります。

(5) 他機関連携と多分野横断課題への取組み

実績・成果

- ・重層的支援体制整備事業を活用し、多機関協働支援会議などで社会的孤立支援の課題を共有することで、より新たな支援の視点を検討することができました。
- ・相談当初の課題は解決したものの、傾聴等の支援を通して関わり続けることにより、生活の安定や精神状態が安定するケースがありました。

課題

- ・低年齢から不登校だった経験を持つ人は、基礎学力が乏しい場合が多く、将来的に希望する職に就くことが困難な場合が見られます。また、中学卒業後無業者は所属するものがなく支援の手立てがない場合も多くあります。発達特性やこだわりが強いなど、生きづらさを抱える人がひとり親家庭の母親として子育てをしている場合、地域との関係性が希薄になり、転職を繰り返すなど社会的に孤立しがちな様子が見られます。
- ・経済的に問題を抱える世帯では、家計の相談として支援が始まりますが、こどもの習い事や塾などにお金をかけることができない様子が浮き彫りとなります。教育格差、経験格差など、こどもへの支援が急務であると考えられます。
- ・高齢者世帯や経済的困窮世帯からエアコン購入費用がないとの相談が、数年前から増えています。近年の猛暑や気候の変化などを考えると、エアコンがないことは熱中症が重症化する恐れもあり、命に関わる問題だと思われます。貸付制度の対象とならない場合は補助制度などもないため、今後、支援策が必要だと思われます。

【参考】令和7年度総合相談窓口集計

2025(令和7)年度 総合相談集計			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
		新規	29	35	28	29	25	23	25	28	35	21	29	33	340
		2回目以降	2	2	1	2	2	3	1	2	1	1	1	4	22
		計	31	37	29	32	27	26	26	30	36	22	30	37	363
新規	面談		11	12	10	8	11	8	8	11	21	6	12	15	133
	電話		16	21	15	19	14	13	15	15	13	11	15	17	184
	出張相談		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	メール・他		2	2	3	2	0	2	2	2	1	4	2	1	23
気づき	チェックシート 有		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	フィードバック 要		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
相談者	本人		18	21	19	22	17	16	20	17	28	9	23	22	232
	家族		3	8	6	4	3	5	2	7	6	7	2	7	60
	友人・知人		2	1	1	1	0	1	0	1	0	3	0	3	13
	関係機関		5	2	1	1	3	1	2	2	1	1	2	1	22
	地域関係者(民生委員・福祉推進委員など)		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	その他		1	2	1	2	2	0	1	1	0	1	2	0	13
対象者	性別	男	8	18	16	13	12	11	11	13	17	10	10	14	153
		女	21	17	11	16	13	12	13	14	18	11	19	19	184
		不明	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	3
	年代	～10代	3	3	1	1	1	3	1	3	0	2	0	3	21
		20代	3	6	3	2	1	3	2	1	3	3	3	1	31
		30代	0	0	3	6	3	0	1	3	4	1	0	4	25
		40代	1	5	4	1	1	0	1	3	2	2	5	1	26
		50代	5	3	5	4	3	3	4	3	6	3	5	5	49
		60～64歳	0	3	2	2	3	3	1	2	7	1	3	5	32
		65歳～	11	14	4	8	8	10	9	9	11	7	9	11	111
		不明	6	1	6	5	5	1	6	4	2	2	4	3	45
	対象者区分	高齢者	12	14	4	10	8	9	10	9	10	9	9	12	116
		障がい者	3	5	2	5	5	4	5	2	0	0	5	1	37
		児童	0	1	0	2	0	0	1	2	0	0	0	1	7
		離職者(離職して2年未満)	3	3	4	1	3	1	0	1	4	1	1	2	24
		依存症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
		無職(2年以上就労していない)・ひきこもり	1	5	2	1	0	0	0	2	3	3	0	1	18
		その他	11	10	13	8	9	9	11	12	18	9	13	16	139
	住所	精道	2	7	7	4	5	4	3	6	6	6	4	13	67
		潮見	6	3	4	2	2	5	2	1	4	1	5	1	36
		西山手	1	7	1	3	3	4	4	5	5	5	4	2	44
		東山手	3	3	2	3	3	1	6	1	6	4	3	5	40
		打出浜	5	4	4	5	2	5	5	3	9	2	8	9	61
		他市	1	1	1	2	3	0	1	3	2	2	0	1	17
		不明	11	10	9	10	7	4	4	9	3	1	5	2	75
	相談内容(重複あり)	介護保険・福祉制度について	5	6	2	2	1	2	3	3	0	4	2	1	31
		生活(衣食住の欠如)について	5	4	8	11	5	6	7	4	9	4	8	9	80
		経済、法律問題(多重債務等)	10	20	18	17	17	14	14	12	17	3	17	17	176
		家族との関係について(DV・虐待)	4	3	2	1	2	0	0	3	0	2	3	0	20
		健康(疾患、障がい等)・病院について	4	4	1	1	5	1	5	5	2	2	2	5	37
		メンタルヘルス(こころ、依存症等)	3	1	1	1	0	2	0	1	2	1	1	0	13
		介護予防について	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	3
		就労について	3	5	1	2	1	0	3	1	3	2	0	3	24
		役所の手続きについて	1	0	0	1	0	0	1	1	1	0	1	2	8
		社会的孤立について	0	2	1	1	0	1	0	2	1	3	1	2	14
		不安・話し相手	0	0	1	2	2	0	1	0	0	0	0	1	7
		その他	8	6	2	4	2	3	5	3	12	2	6	4	57
	対応	他機関紹介	15	11	8	13	10	9	7	8	18	10	10	12	131
		傾聴のみ	0	0	1	1	0	3	1	2	1	0	2	3	14
		他機関・他制度つなぎ	14	24	19	15	15	11	17	18	16	11	17	18	195
	つなぎ先(重複あり)	生活困窮者自立相談支援事業	10	14	9	10	9	5	6	6	8	5	9	10	101
		精道高齢者生活支援センター	0	1	0	0	0	1	1	1	0	2	1	0	7
		西山手高齢者生活支援センター	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	3
		東山手高齢者生活支援センター	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	3
		潮見高齢者生活支援センター	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	3
		打出浜高齢者支援センター	1	0	1	2	1	1	0	2	1	0	1	0	10
		保健センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		子ども家庭相談室	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		障がい一般相談	2	2	0	1	0	0	1	2	1	0	2	2	13
		障がい基幹相談	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
		障がい者就業・生活応援センター	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2
		権利擁護支援センター	0	0	1	0	0	0	0	0	1	2	1	0	5
		行政関係機関	2	1	0	0	2	1	1	0	2	0	1	0	10
		生活福祉資金	1	10	8	5	3	4	7	7	5	2	4	5	61
		税務署	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		社協 地区担当	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	3
		CM	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	5

II 家計改善支援事業（任意事業）の実績

<事業の概要>

家計改善支援とは、支援員（家計改善支援員）が、家計に困り事を抱える相談者（生活困窮者）からの相談に応じ、相談者の気持ちに寄り添いながら家計の状況を共有し、家計の視点から相談者とともに生活困窮からの出口を見つけ出す支援です。

相談者それぞれの境遇や潜在的なニーズを把握し、必要な情報提供や専門的な助言、関係機関への同行等を通して、相談者の自立を促し、相談者とともに家計の改善に取り組めます。

最終的には、相談者自身が将来にわたって家計を自己管理できる力を育み、早期に生活を再生することを目指します。

1 支援実績

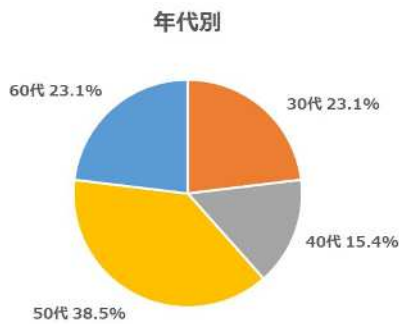
(1) 新規面談の家計再生プラン実績

【図表 1-1① 新規面談の家計再生プラン実績集計表】

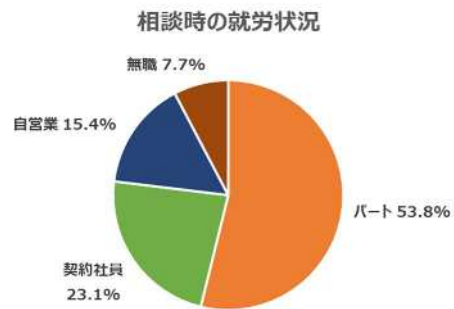
新規面談の家計再生プラン実績集計表（2025年4月～2026年3月）

家計相談支援内容		件数	割合	
相談者数合計（人）		13	100%	
性別 男性（人）		3	23%	
性別 女性（人）		10	77%	
年齢（平均）		49.8	-	
①相談時家計表作成		13	100%	
②家計計画表作成		10	77%	
③キャッシュフロー表作成		6	46%	
④家計再生プラン作成		13	100%	
		件数	プラン割合	件数割合
家計再生プランの支援内容	⑤家計相談の継続	13	100%	100%
	⑥債務整理	1	8%	8%
	⑦貸付あっせん	0	0%	0%
	⑧G C緊急対応資金	0	-	-
	⑨食糧支援	0	0%	0%
	⑩年金・手当の増収	0	0%	0%
	⑪就職による増収	0	0%	0%
	⑫就学援助	0	0%	0%
	⑬各種減免	2	15%	15%
	⑭納付相談	6	46%	46%
	⑮債務整理以外の法律相談	0	0%	0%
	⑯住居確保給付金	1	8%	8%
	⑰生活保護	0	0%	0%
	⑱その他	2	15%	15%

【図表 1-1② 年代別】



【図表 1-1③ 相談時の就労状況】



新規相談件数は13件でした。相談者の傾向として、年代別では50代が最も多く（38.5%）、就労状況別ではパートの割合が高い傾向（53.8%）にありました。パートや契約社員といった非正規雇用の割合が約76.9%（10件）と大部分を占めており、雇用の不安定さや限定的な収入が生活困窮の要因のひとつにあることが窺えます。

以上のことから、今年度の家計改善支援事業においては、中高年層を中心に、特に非正規雇用層の生活再建に向けた支援が中心的な課題であったと総括できます。

(2) 支援実績の集計

【図表 1-2 家計改善支援事業の支援実績集計表】

支援内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
1 面談同席（同意なし）	0	2	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	6
2 初回相談（同意あり）	0	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	13
3 継続相談（同意あり）	15	9	11	11	10	4	10	7	7	9	6	11	110
4 延べ相談	15	12	16	13	11	5	11	9	8	10	7	12	129
5 プラン作成	0	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	13
6 再プラン作成						1	4			1		1	7
7 食糧支援													0
8 弁護士同行	1		1	1	1	1		1		2		1	9
9 自宅訪問相談												1	1
10 市債権管理課	2	2	3	1	2	1	4	3	2	4	1	4	29
11 市保険課										1			1
12 市高齢介護課	2	1	1	1	1		1	1	1	1		1	11
13 市年金窓口												1	1
14 市住宅管理センター					1							1	2
15 市水道お客様センター												1	1
16 市生活支援課													0
17 その他市役所窓口	1	1	1		1	1			1	1			7
18 税理士同行													0
19 税務署同行											1		1
20 年金事務所同行													0
21 携帯電話店同行							1	1				1	3
22 不動産店同行	2												2
23 支援調整会議	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
24 終結	0	0	0	0	2	1	1	0	2	1	1	2	10

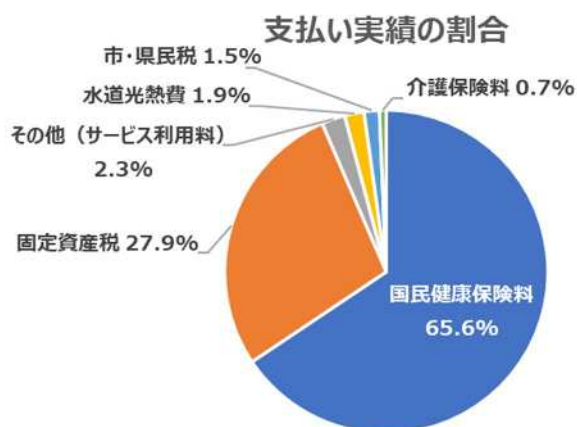
延べ相談件数は129件でした。うち同行支援を延べ67回実施し、債権管理課への同行が29回と最も多くなりました。滞納公租公課に関する相談件数の増加が主な要因です。また、弁護士同行についても9回実施しており、専門職と連携した支援を行うことができました。

(3) 滞納金の支払い

【図表 1-3① 滞納金支払い実績表（全 10 ケース）】

保険・税	滞納額 (支援当初)	支払い合計
国民健康保険料	5,286,961	1,399,503
後期高齢者医療保険料	0	0
介護保険料	0	14,280
市・県民税	190,253	32,753
固定資産税	692,700	595,320
自動車税	4,000	0
年金	382,680	0
水道光熱費	119,341	41,391
その他（サービス利用料）	0	50,000
合計	6,675,935	2,133,247

【図表 1-3② 支払い実績の割合】



今年度は支援当初の滞納額 6,675,935 円に対し、累計で 2,133,247 円の支払いを支援しました。

支払い実績の内訳では、国民健康保険料が全体の 65.6%と過半数を占め、次いで固定資産税が 27.9%となっており、この 2 項目で支払い全体の 9 割以上を占めています。

また、市・県民税等を含めた公租公課の支払いは総額 2,041,856 円（全体の約 95.7%）となり、生活困窮者支援を通じて収税にむすびつきました。

(4) 周知・啓発

【図表 1-4 周知・啓発実施件数】

周知先	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
くろまつ（就労準備支援事業プログラム）		1											1
社会福祉協議会 実習生			1		1		1	1			1		5
生活援護課と生活困窮による相互研修会		2											2
生活困窮者自立相談支援事業従事者研修									1				1
合計	0	3	1	0	1	0	1	1	1	0	1	0	9

周知・啓発活動として年間で計 9 回の機会を設け、本事業の普及・理解促進に努めました。

周知先の内訳としては、社会福祉協議会の実習生への周知が年間 5 回と最も多く、次世代の福祉人材や実習現場に向けた定期的・継続的な発信が中心となりました。

その他、就労準備支援事業、生活援護課、兵庫県といった関係機関・庁内部署との連携強化や専門職への周知・啓発も行いました。

2 成果と課題

(1) 周知・啓発

実績・成果

- ・ 就労準備支援事業主催のつどい場「くろまつ」にて社会的孤立へのアプローチとして講座を開催し、講師を務めました。
- ・ 生活援護課と生活困窮による相互研修会にて事業周知を行いました。
- ・ 社会福祉協議会実習生に実習過程における事業説明を行いました。
- ・ 機関紙「Yoake」を 2 回発行し、活動内容や実際の支援の様子などを写真付きで幅広く発信しました。
- ・ 福祉センター内にてパネル展示を行い、家計に関する知識の周知と啓発を行いました。
- ・ 兵庫県主催の研修にて家計改善支援事業の講師を務めました。
- ・ 周知による事業の認知度向上が期待できるほか、福祉現場の魅力発信にも貢献できました。

課題

- ・ 相談を躊躇されている方や潜在的な困窮世帯への働きかけとなるように、継続して情報発信をしていく必要があると考えています。

(2) 支援内容

実績・成果

- ・ 同行支援を計 67 回行いました。
- ・ 滞納金について、家計支援ツールを使用した支払い計画書の作成や同行支援により、令和 7 年度末までの累計で 2,133,247 円の滞納金の支払いを支援しました。そのうち公租公課の占める割合は約 95.7%で総額 2,041,856 円となり、生活困窮者支援を通じて収税にむすびつきました。
- ・ 収納関係課への同行支援において、窓口担当者に家計表やキャッシュフロー表を提示し、相談者の家計の現状を踏まえた今後の納付計画が見える化することで、納付相談を円滑に進めることができました。
- ・ 社会福祉協議会等と連携し、生活相談会を開催しました。

課題

- ・ 債務や滞納額が膨らむ前に早期につながり、生活再建を図ることが今後の課題です。

(3) 各種協議

実績・成果

- ・ 定例開催の会議等に参加し、他機関との情報共有を行いました。
- ・ 多機関協働支援会議にてペアワーク等を通じ幅広く意見交換することができ、支援に活かすことができました。

課題

- ・ 今後も継続的に参加し、専門職・当事者・地域関係者などの多角的な視点を踏まえた支援を展開していく必要があると考えています。

(4) 支援体制の強化

成果

- ・ 生活困窮者自立相談支援事業従事者研修（兵庫県）に家計改善支援事業の講師として参加しました。
- ・ 「子どもの貧困の今を知る」研修会（兵庫県弁護士会「労働と生活に関する委員会」）に参加しました。
- ・ ひきこもり不登校 家族のためのセミナー（芦屋市社会福祉協議会）に参加しました。
- ・ こどもの貧困、家族支援に関する理解が深まり、相談支援の質向上につながりました。

課題

- ・ 今後も可能な限り研修等へ積極的に参加し、相談支援に活かしていきたいと考えています。

III 就労準備支援事業（任意事業）の実績

<事業の概要>

一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を対象者に合わせて計画的に支援しました。

生活リズムを整える、他者と適切なコミュニケーションを図ることができるようにするなどといった日常生活自立・社会生活自立に関する支援から、就労体験の利用の機会の提供や就職活動に向けた知識や技法の習得等の就労自立に関する支援までを行いました。

1 支援実績

(1) 就労準備支援事業の相談分析

【図表 1 就労準備支援事業利用者に対する支援状況（全 6 件）】

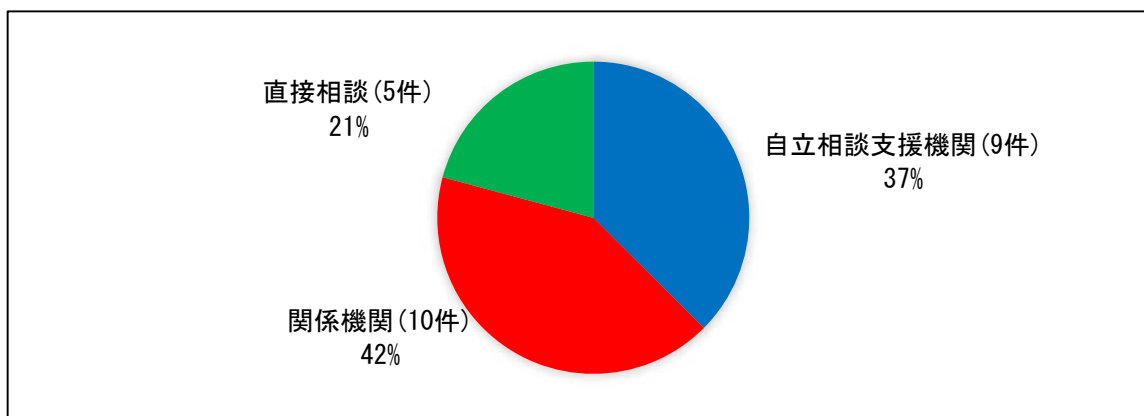
	対象者（年齢 性別）	支援期間	来所 面談	電話 メール	自宅 訪問	他機関 同行等	その他※
1	R4-P(50 代男性)	11 か月	6	10	0	2	11
2	R5-A(20 代女性)	19 か月	26	47	0	7	26
3	R6-F(20 代男性)	16 か月	32	59	0	14	64
4	R7-A(20 代男性)	11 か月	16	34	0	0	38
5	R7-B(20 代男性)	3 か月	13	18	0	0	31
6	R7-F(30 代男性)	3 か月	8	7	0	0	12

※その他 寄ってカフェ、つどい場「くろまつ」、農作業、他機関協働の作業に参加等含む。

【図表 1-2 就労準備支援事業利用者終結状況（全 4 件）】

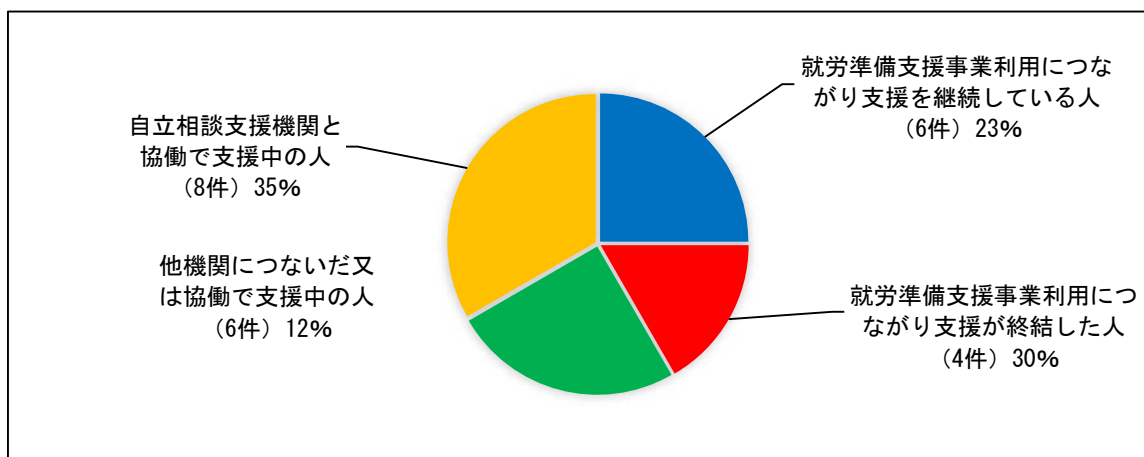
	対象者（年齢 性別）	支援期間	来所 面談	電話 メール	自宅 訪問	他機関 同行等	その他※	備考
1	R6-B（40 代男性）	12 か月	22	2	0	1	53	本事業利用を経て就職
2	R6-H(50 代男性)	12 か月	4	5	0	0	7	本事業利用を経て就職
3	R6-J(50 代男性)	12 か月	3	5	0	0	1	本事業利用を経て就職
4	R6-N(20 代男性)	12 か月	11	14	0	0	14	本事業利用を経て就職

【図表 2-1 就労準備支援事業の窓口につながった経路（全 24 件）】



経路の内訳は、4 割が自立相談支援機関、関係機関からつながりました。関係機関の内訳では、若者相談センター「アサガオ」、近隣の高校、里親センター、障がい者相談支援事業等のつなががありました。2 割が直接相談で、ひきこもり当事者の親の会にアウトリーチのため参加し、保護者とつながったことで直接相談、本事業窓口につながりました。

【図表 2-2 就労準備支援事業担当者が関わったケースの分類（全 24 件）】



本事業担当者が関わったケースの約半数が本事業利用につながっています。（終結したケース含む）残りの半数のケースでは、自立相談支援機関や他機関と協働しながら本事業利用に向けた伴走型の支援や、社会参加の機会として関わっています。ケースの中には、自立支援医療や障がい者手帳を所持していても、すぐに福祉サービスの利用につながらない方もおられます。つどい場「くろまつ」や寄ってカフェ、農作業を通して定期的に外に出る機会が増えたことで福祉サービスにつながる方、福祉サービスの利用までのつなぎとして参加される方もいます。

【図表 3 就労準備支援事業未利用者への支援状況（全 14 件）】※社会参加推進事業での参加含む

	対象者 (年齢 性別)	来所 面談	電話 メール	自宅 訪問	他機関 同行等	その他	備考
1	R3-N (30 代女性)	0	3	0	0	4	障がい者相談支援事業と協働 社会参加推進事業での関わり
2	R4-I (30 代男性)	0	2	0	0	0	社会参加推進事業での関わり
3	R4-D (50 代男性)	0	2	10	0	0	自立相談支援事業と協働 社会参加推進事業での関わり
4	R5-C (20 代男性)	1	0	1	1	1	障がい者相談支援事業と協働 社会参加推進事業での関わり
5	R6-A (50 代女性)	1	0	0	0	1	自立相談支援事業と協働 社会参加推進事業での関わり
6	R6-K (10 代男性)	10	7	1	0	0	里親センター、自立相談支援事業と協働 社会参加推進事業での関わり
7	R6-L (10 代男性)	9	23	0	0	32	近隣の高等学校、自立相談、障がい相談と協働 社会参加推進事業での関わり 福祉サービスにつながる
8	R6-M (50 代男性)	5	4	0	0	11	自立相談支援事業と協働 社会参加推進事業での関わり
9	R7-C (40 代女性)	2	5	0	0	27	自立相談、障がい相談と協働 社会参加推進事業での関わり
10	R7-D (30 代女性)	1	1	0	0	7	障がい者相談支援事業と協働 社会参加推進事業での関わり
11	R7-E (20 代男性)	1	11	2	0	0	自立相談支援事業と協働 社会参加推進事業での関わり
12	R7-G (20 代男性)	3	6	0	0	1	自立相談支援事業と協働 社会参加推進事業での関わり
13	R7-H (10 代男性)	3	14	0	1	2	近隣の高校、自立相談支援事業と協働 社会参加推進事業での関わり
14	R7-J (40 代女性)	1	3	0	0	8	自立相談、障がい相談と協働 社会参加推進事業での関わり 福祉サービスにつながる

※その他 寄ってカフェ、つどい場「くろまつ」、農作業、他機関協働の作業に参加等含む。

【図表 4 本事業利用後（終結後）の社会参加推進事業での参加状況（全 5 件）】

	対象者 (年齢 性別)	来所 面談	電話 メール	自宅 訪問	他機関 同行等	その他	備考
1	R3-N (30 代女性)	0	3	0	0	4	障がい者相談支援事業と協働。 畑作業、花壇の植え替え作業等に参加
2	R3-Y (50 代男性)	2	13	0	0	12	自立相談支援事業と協働。 寄ってカフェ等に参加。
3	R4-E (30 代女性)	2	1	0	0	34	自立相談支援事業と協働。 くろまつ等に参加。
4	R5-B (50 代女性)	1	6	0	0	37	就労・生活支援センターと協働。 くろまつ等に参加。
5	R5-T (30 代男性)	6	8	0	0	26	自立相談支援事業と協働。 寄ってカフェ、畑作業、くろまつ等に参加。

本事業の利用後も社会参加の機会として、「寄ってカフェ」や畑作業などに参加し、他者とのコミュニケーションや交流を継続しています。

(2) 社会資源の開拓

(芦屋社会福祉協議会・阪神南障害者就業・生活支援センターとの連携による)

【図表 5 ボランティア・見学・実習 可能事業所】

	事業所名	所在地	内容
1	株式会社ブックサプライ	尼崎市	中古本、CD、DVDのピッキング等
2	あしや温泉	芦屋市	館内清掃
3	社会福祉法人 三田谷治療教育院	芦屋市	草花の手入れ、水やり 野菜作り
4	就労支援カフェ CACHE-CACHE(カシュカシュ)	芦屋市	喫茶作業
5	就労移行支援事業 ワークホームつつじ	芦屋市	作業補助
6	NPO法人 日本レスキュー協会	伊丹市	犬の世話 事務作業等
7	ウェルネットさんだ	三田市	農業体験
8	婦木農園	丹波市	農業体験、酪農体験(合宿も可)
9	山村ロジスティクス	西宮市	食品等のピッキング
10	エルホーム芦屋	芦屋市	グループ活動体験(花壇のお世話、庭掃除)
11	株式会社プランツ・キューブ/ワーク・キューブ	芦屋市	喫茶作業、軽作業、パソコン操作
12	株式会社ポップ・アイディー	芦屋市	パソコン作業
13	芦屋市シルバー人材センター	芦屋市	事務作業
14	社会福祉法人 山の子会 芦屋アフタースクール	芦屋市	指導員補助
15	芦屋市保健福祉センター	芦屋市	消毒作業、花の水やり、植え替え
16	芦屋市立図書館	芦屋市	書架整理、除籍資料梱包、季節催事の飾りつけ作成や展示、PC入力等、園芸、清掃
17	(株) リュリュ	芦屋市	内職作業の提供(期間限定)
18	公益財団法人 木口福祉財団	芦屋市	作業スペースの貸与
19	(福) 明倫福祉会 愛しや	芦屋市	シーツ交換、消毒作業、タオルたたみ
20	生活協同組合 コープこうべ	芦屋市	めーむひろばでの仕分け、受け渡し作業等
21	(福) 聖徳園 ・あしや聖徳園 ・ケアステーション あしや聖徳園 ・養護老人ホーム 和風園	芦屋市	館内消毒、掃除、清掃、洗車(随時)、車いす掃除(メンテナンス)、フリースペースふらっと内の掃除、共用廊下、庭の掃き掃除、花の水やり、イベント時の準備、片づけ、館内の消毒
22	芦屋市立あしや市民活動センターリードあしや	芦屋市	カフェ業務
23	(株) 笠谷工務店道路管理センター	芦屋市	事務体験

今年度の就労体験先、見学先の開拓はありませんでしたが、就労体験等で既存の事業所と連携することができました。例年、就労体験を経て就職された方もおり、就労体験を経験することで、就労に向けた次のステップに進むことができる流れができています。

今後も本事業利用者と就労体験先と関係性を築きながら、実施していきたいと考えております。

(3) 対象者の状態像に対応できる支援メニューの多様化について

【図表 6 就労に向けた講座・パソコン講座メニュー】

開催月	項目	内容
4 月	ロゴマークづくり	PowerPoint を使ってロゴマークづくり。
5 月	名刺づくり	PowerPoint での名刺づくり。
6 月	タイピング練習	タイピング練習・インターネット検索。
7 月	案内文を作成	word を使って案内文を作成する。
8 月	表作成①	Excel を使って表作成をする。
9 月	表作成②	Excel を使って表作成を完成する。
10 月	伝票作成①	Excel を使って伝票を作成する。
11 月	伝票作成②	Excel を使って伝票を完成させる。
12 月	AI を使ってみよう	AI を使って困りごとや調べ物をする。
1 月	プレゼンしてみよう①	PowerPoint を使ってプレゼン資料を作成。
2 月	プレゼンしてみよう②	PowerPoint を使って作成した資料を使ってプレゼンする。
3 月	Excel 関数の使い方	Excel の関数の使い方を学ぶ。

(4) 周知・啓発

今年度も自立相談支援事業担当者、家計相談支援事業担当者と連携して近隣の高校(市内1校)を訪問し、進路担当者をはじめとした教員の方、生徒へ事業の案内を行いました。

今後も学校との連携を継続し、本事業でできることの周知・啓発や、今後困ったときに気軽に相談できるような関係性を築いていきたいと考えています。

また、ひきこもり状態や不登校のご家族向けに「ひきこもり・不登校家族のためのセミナー」を生活困窮者自立相談支援事業と共催で実施しました。

2 成果と課題

(1) 地域での居場所・役割

実績・成果

- ・継続してつどい場「くろまつ」を実施しました。42回開催し延べ人数200名参加しました。参加者からは、「安心して参加できる」「ここがあったから一歩をふみ出せた」「自分にとっての居場所になっている。」と感想をいただいています。1名が福祉サービスにつながりました。
- ・若年層向けの「くろまつヤング」では10代～20代の方と関わる機会が増え「同年代の話も聞いてみたい」というニーズもあり月1回開催しました。（12回開催し、延べ28名が参加）元々「同年代は苦手」と話されていた方の中には、仕事に向けて動いていきたいという目標や境遇が似ている面もあり、参加者同士でお互いに意見を交わし合う機会になりました。2名が就職され、1名が福祉サービスにつながりました。

課題

- ・継続して様々なニーズに合わせたプログラムを考えながらアウトリーチを行い、自立相談支援事業や関係機関と連携しながら社会とのつながりが希薄な方や、就労への一歩を踏み出したいと考えている方の居場所として機能の継続が必要と思われます。

(2) 周知・啓発

実績・成果

- ・ひきこもり状態や不登校のご家族に向けて「ひきこもり・不登校家族のためのセミナー」を共催しました。また、アサガオ親の会に参加しひきこもり当事者家族とつながることが出来、家族との面談を重ねていくうちにご本人とお会いすることができ本事業利用に2名つながりました。

課題

- ・継続して事業内容の取り組みについて周知できるよう、様々な関わりの場に積極的に参加し、引き続き周知・啓発に取り組むことが必要と思われます。

(3) 就労支援

実績・成果

- ・ 個別面談、寄ってカフェ、つどい場「くろまつ」、「くろまつヤング」、就労体験等のプログラムを経て4名が就職しました。
- ・ 対象者のニーズに合わせて既存の就労体験先と連携し参加することで、「事務の仕事のイメージがついた」「家にいると色々考えてしまうが、何かしている方が無になることができる」「自分がどこまでできるか知ることが出来た」という意見を聞くことが出来ました。

課題

- ・ 多様な対象者のニーズに合わせたプログラムや体験先を今後も開拓していきます。
- ・ 対象者の就労に向けての意欲について確認しながらプログラムを進めていきます。

(4) 相談支援体制の機能強化

実績・成果

- ・ 自立相談支援機関、若者相談センター「アサガオ」、障がい者相談支援事業等の関係機関と連携することで、新たに6件が本事業の利用につながりました。（新規4件、継続2件）
- ・ 関わりの中で福祉サービスにつながる方がおり、「くろまつや参加者の方との関わりがなければ、なかなか前に進めていませんでした。大切な居場所です。」という感想をいただきました。
- ・ 自立相談支援機関や他機関と継続して綿密に連携、早期からの面談の同席、定期的な打ち合わせにより情報の共有に努めました。
- ・ 本事業で実施している内容について関係機関と共有することで、本事業の利用者、つどい場「くろまつ」、「農作業」に参加する方が増加しました。

課題

- ・ 継続して本事業のプログラムや内容について、継続して周知しながら、連携をさらに強化していきます。

IV 子どもの学習・生活支援事業（任意事業）の実績

<事業の概要>

貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯を対象に、子どもへの学習支援・生活支援、及び保護者に対する養育支援を通じ、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援及び世帯全体への支援を実施している。

【図表 1 学習支援の実施体制】

名称	役割
学習支援相談員	・ 事業全体の統括 ・ 学習支援、生活支援、養育支援等の企画・実施 ・ 学習支援利用希望者の面談、事業の詳細説明 ・ 関係機関との連携
学習支援員	・ 学習支援利用者のアセスメント、学習計画作成、学習指導 ・ 生活支援、養育支援の補助

1 支援実績

(1) 学習支援

ア 利用申込み

【図表 1-1 利用申込者数及び世帯数】

(人、世帯)

区 分	小学生	中学生	高校生	合計	世帯数
令和 7 年度新規申込数 (継続利用含まない)	3	4	0	7	7
総申込数	5	5	4	14	12

自立相談支援事業及び生活援護課と事業利用に関する手順を調整し、利用登録を行いました。本年度の新たな利用登録は 7 世帯 7 名。

イ 実施状況

毎週 2 回実施、1 回あたり 2 時間

ウ 利用状況

【図表 1-2 学習支援利用状況】

(人、世帯)

区 分	開催回数	小学生	中学生	高校生	合計	世帯数
合計	94 回	205 (4)	158 (4)	22 (3)	385 (11)	9

※ () 内は実人数

(2) 生活支援

・日常生活習慣の形成・改善支援

利用児童・生徒の中には、その養育背景から、挨拶の習慣や他者への配慮を含めたコミュニケーションに課題が見られるケースが存在します。そのため、定期的な保護者・利用者面談をはじめ、学習支援中の会話や行動観察を通じて生活面の課題を的確に把握し、個々の状況に応じたアセスメントを行っています。その上で、こども本人ができることを共に考えながら具体的な目標を設定し、日々の活動の中で実践できるよう働きかけるとともに、改善に向けた提案を継続的に実施しています。

また、当教室は小学校中学年から高校生までの異年齢の児童・生徒が合同で活動する場であるため、互いを尊重し全員が安心して快適に過ごせる空間づくりを通じて、集団生活における適切な配慮や社会的なマナーの習得を促しています。

・体験格差の解消および社会性の育成支援

体験格差の解消および社会性の育成の一環として、季節に応じたイベントを計画的に実施しました。7月には七夕イベントおよびクイズ大会を開催し、七夕の由来や天体に関する知識に触れる機会を設けました。遊びの要素を取り入れた学びを通じてこどもたちの学習意欲を喚起するとともに、会場内に設置した筐へ参加者全員で願い事を書いた短冊を飾るなど、季節行事を体験する場を提供しました。12月のクリスマスイベントでは文化的な体験を提供するとともに、通常の学習支援では関わりが少ない異年齢の利用者同士が交流できる機会としました。こうした体験を通して他者と楽しみや喜びを共有することが、社会性と自己肯定感の醸成につながっています。

(3) 養育支援

・相談件数 32件（相談人数 12人）

・保護者への相談対応および関わり方の支援

養育支援においては、延べ32件（相談者数12名）の相談対応を実施しました。

保護者からは、こどもの学習習慣や学習の進捗・習熟度に関する懸念をはじめ、将来の進学費用や活用可能な公的補助制度についての相談が多く寄せられ、個々の状況に応じて丁寧な助言や各種情報提供を行いました。

また、不登校傾向または不登校状態にあるこどもの保護者からは、こどもとの具体的な接し方や日常的なコミュニケーションの取り方に悩むといった切実な声も聞かれました。こうした課題に対し、事業を通じてこどもがこれまで失っていた学習機会の保障を図るとともに、支援中のこどもの前向きな姿や日々の努力、成長を保護者へ積極的に共有しています。これにより、保護者がこどもに対して肯定的な関わりや声かけを行えるよう促し、家庭内における良好な関係構築および養育環境の改善に向けた支援に努めました。

2 成果と課題

(1) 学習支援について

実績・成果

- ・令和7年度の平均出席率は67.5%を記録し、前年度の課題であった低出席率(およそ2割程度)から大幅な改善が見られました。
- ・本事業の大きな特徴として、小学校4年生から高校3年生までという幅広い対象年齢層が挙げられますが、発達段階や利用目的の異なる子どもが同一空間で過ごすなか、いかに個々のニーズに応じた支援の場を提供できるかが当初の課題でした。これに対し、令和7年度は学習スペースを2部屋に追加し、児童・生徒のその日の気持ちや状況に寄り添い、「静かに学習に集中したい層」と「遊びや交流を通じて安心できる居場所の中で学びたい層」というニーズに基づいた学習環境を整備しました。その結果、前年度の「居場所要素が強く学習に取り組みづらい」という課題を解消し、学習意欲の高い児童・生徒のニーズを損なうことなく教室を活用することを可能としました。また、長時間の集中が困難な児童・生徒には、遊びを交えた学びの場を提供することが、安定した出席の維持と学習機会の定着に繋がりました。
- ・毎学期ごとに実施している独自の学力確認テストの結果では、ほぼすべての児童・生徒において点数の向上が確認されており、学習機会の確保が着実な学力向上へと繋がっていることが示されました。
- ・利用者アンケートでは、学習面の変化について、「自分は、勉強が得意な方だ」の設問において得意意識の著しい向上が見られました。これは、当教室において多様な学習方法を提案し、個々の習熟度や学習ペースに応じた個別最適化された支援を行った成果の表れといえます。

課題

- ・個々の理解度や習熟度にさらに寄り添った支援体制を構築し、引き続き、学習支援を通し、より児童・生徒の基礎学力と自己肯定感を向上させられるよう、支援の質のさらなる向上に努める必要があります。
- ・ただし、個々の習熟度や学習習慣の定着度には差があるため、実感を伴う変化には相応の時間を要する傾向にあります。今後の支援においても、さかのぼり学習等を通じて「できた」という成功体験を積み重ねるアプローチに、より一層注力する必要があります。

(2) 生活支援について

実績・成果

- ・毎学期実施している利用者アンケートの結果として、初回から中間期にかけて一時的に割合が低下する項目も見られましたが、年度末にはほぼ全ての設問において肯定的な回答割合が上昇しました。
- ・「自分に対して自信が持てている」の設問についても、2学期末時点と比較して肯定的な回答割合が大きく向上しました。これは支援員による適切な働きかけや、学校・家庭以外の第三者との関わりが、自己肯定感の醸成に寄与したものと考えられます。

(3) 保護者に対する養育支援について

実績・成果

- ・すべての利用世帯に対して面談を実施し、保護者が抱える養育上の悩みや課題意識をヒアリングしました。また、面談や日々の連絡を通じて保護者自身が認識できていない潜在的な課題を明確化し、必要に応じて他の支援機関による適切なアプローチや支援へとつなげました。
- ・教室への参加が滞っている世帯や外出が困難な世帯に対しては、アウトリーチ支援として家庭訪問を行い、状況把握に努めるとともに必要な情報提供を実施しました。

課題

- ・地域全体で子どもや保護者、世帯全体を支えるネットワークを構築し、より包括的な支援の実現に向け、関係機関との情報共有や連携を密に行う必要があります。

V 事業推進体制

1 芦屋市多機関協働推進委員会

参考資料1「芦屋市多機関協働推進委員会設置要綱」に基づき設置

<目的>

重層的支援体制整備事業の進捗管理及び評価を実施するとともに、相談支援と参加支援のつながりを中心に、地域づくりも意識しながら協議し、それらの一体化の評価視点を取り入れながら、必要に応じて、プロジェクト活動で取組を推進する体制を構築するため。

<設置日>

平成28年1月18日

<構成員>

参考資料2「芦屋市多機関協働推進委員会委員名簿」を参照

<令和6年度困窮専門部会>

<開催日>

令和6年9月24日（火）午前10時～正午

<協議内容>

- (1) 自立相談・家計改善・就労準備と社会参加の一体的実施について
- (2) 各事業における令和5年度の実績報告と令和6年度取組について
 - ・自立相談支援事業
 - ・家計改善支援事業
 - ・就労準備支援事業
 - ・社会参加推進事業
 - ・地域まなびの場支援事業
- (3) その他

<協議結果>

「自立相談・家計改善・就労準備と社会参加の一体的実施について」では、経過記録事例を用いて説明することで、各関係機関との関わり等が分かりやすいといった評価をいただきました。また、対象者の主訴の変化に合わせ、社会参加推進事業の場でも相談につながることを想定し、参加支援（社会参加推進事業）と相談支援（就労準備支援事業）を往復できるような仕組みを検討してもいいのでは、という意見をいただきました。

＜令和7年度困窮専門部会＞

＜開催日＞

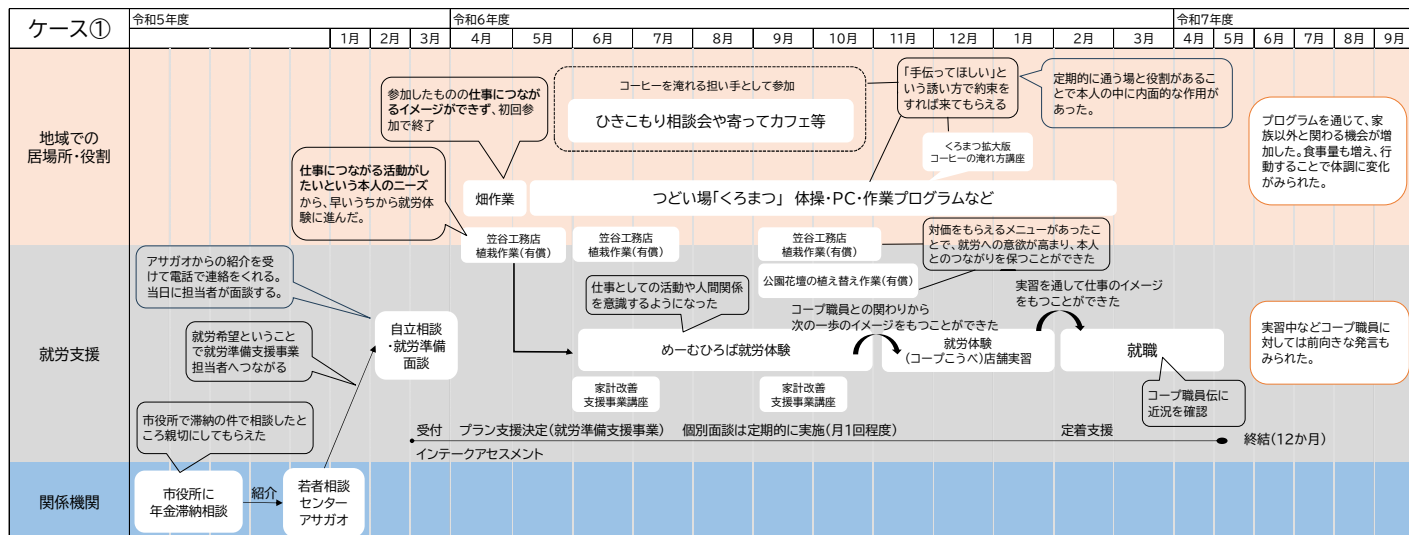
令和7年9月19日（金）午後1時半～3時半

＜協議内容＞

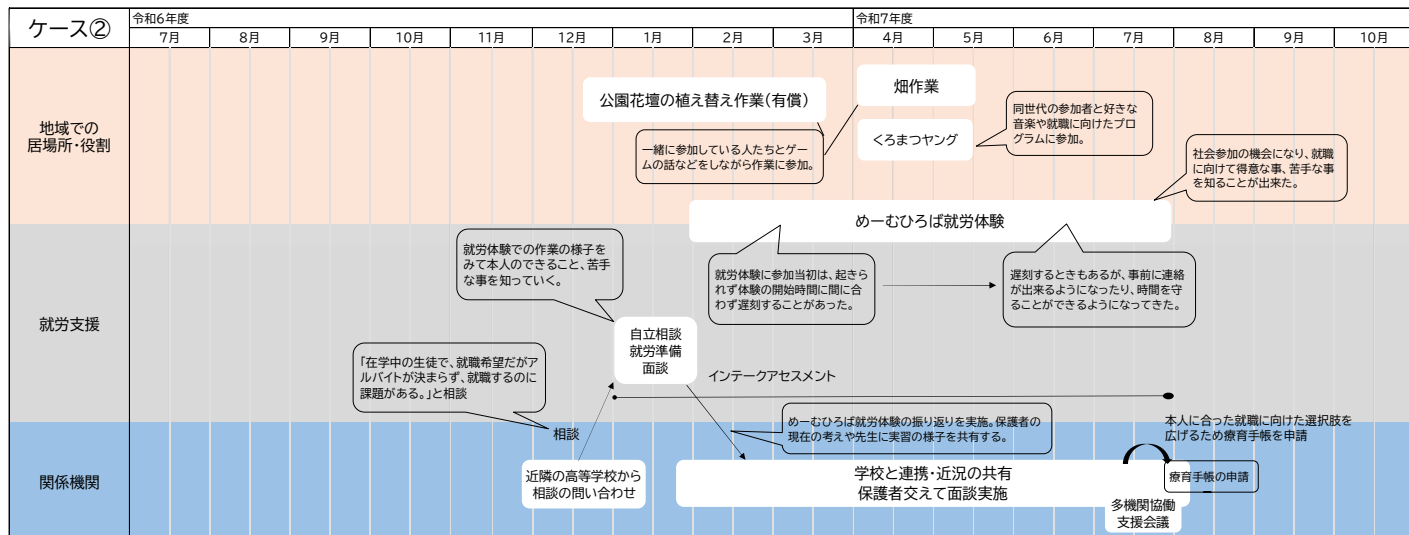
- (1) 子どもの学習・生活支援事業における令和7年度委託事業者について
- (2) 各事業における令和6年度の実績報告と令和7年度の取組について

■参考事例

長期のひきこもり状態から就職にいたったケース①(就労準備支援事業ケース)



社会参加推進事業利用のケース②



＜協議結果＞

「子どもの学習・生活支援事業における令和7年度委託事業者について」では、新規の事業所に対する支援内容等の質問が多く上がりました。また、「各事業における令和6年度の実績報告と令和7年度取組について」では、経過記録事例をモデルケースとして対外的にも周知することで、支援の流れもわかりやすくイメージしやすくなり、事業利用につながる可能性があるのではないか、という意見をいただきました。

2 総合相談連絡会

<目 的>

総合相談連絡会は、保健福祉センター開設時から本センター内の各種相談窓口の機関を対象に開催しており、「総合相談窓口」で受けた相談内容の報告と対応の確認を行っています。また、各種相談窓口の担当者間の意思疎通を図る役割も担っています。

<実施状況>

開 催 日：毎月第2金曜日 午後4時～5時

参加機関：14 機関（福祉センター、こども家庭・保健センター、特別支援教育センター、地域福祉課、高齢者生活支援センター、阪神南障がい者就業・生活支援センター、就労準備支援事業、障がい者相談支援事業、権利擁護支援センター、社会福祉協議会地域福祉係（重層的支援体制整備事業含む）、若者相談センター、こども政策課母子父子自立支援員、学校支援課、家計改善支援事業）

<令和7年度の成果と課題>

成 果

- ・短時間の定期開催で、参加者の負担なく専門職間の顔の見える関係づくりができました。
- ・重層的支援体制整備事業の多機関協働支援会議として3か月に1回開催することで、参加者の負担が少なく会議内容の充実を図ることができました。
- ・少人数でのワークを取り入れることで、参加者同士で交流することができました。
- ・参加機関の取り扱い事業や制度を知らないことも多く、情報共有できることが有意義な場となっています。

課 題

- ・特定のケース検討ではないため、支援方針や今後の支援の協議には至りませんでした。

3 阪神7市・丹波篠山市生活困窮者自立支援制度担当者会

<目的>

生活困窮者が抱える多様な複合的な問題について、尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・丹波篠山市における市が連携し、情報の共有、職員の資質向上及び支援に必要なネットワークの構築を行うことで生活困窮者自立支援制度の円滑な運営と発展を図る。

<開催日>

第1回 令和7年7月3日（金）午後2時～4時

第2回 令和7年11月28日（月）午後2時～4時

<協議内容>

第1回

- ・研修
 - (1)食料支援から始まった困窮支援
 - (2)スポットワークについて
- ・意見交換会（各市提案議題等について）

第2回

- ・研修「生活困窮者自立支援相談員の心理的ストレスの改善に向けて」
- ・意見交換会（各市提案議題等について）

VI その他

1 広報啓発

(1) 広報誌等

令和7年4月～令和8年3月 広報あしや（総合相談窓口、ひだまりの会、寄ってカフェ）

令和7年4月～令和8年3月 あしやねっと（寄ってカフェ）

令和7年4月～令和8年3月 ためまっぷ芦屋（寄ってカフェ）

令和7年6月、9月、12月、令和8年3月 社協だより（総合相談窓口）

(2) 広報物作成

令和7年4月～令和8年3月 寄ってカフェ、くろまつチラシ※毎月配布

令和7年7月 生活困窮者自立相談支援事業をまとめたパンフレット「YOAKEVol.3」作成

令和8年1月 生活困窮者自立相談支援事業をまとめたパンフレット「YOAKEVol.4」作成

(3) 説明会等

令和7年6月 生活援護課と生活困窮者自立支援制度の研修会

2 近隣市との情報交換会等

令和7年5月 加東市就労準備支援事業担当者と情報共有

令和7年7月 阪神地域生活保護受給者等就労自立促進事業協議会

令和7年9月 ひきこもり支援ネットワーク会議

令和7年10月 川西市就労準備支援事業担当者と情報共有

令和8年1月 生活困窮者自立相談支援事業受託社協阪神ブロック連絡会

3 職員研修

令和7年4月 春の重層まつり

令和7年6月 第180回 市町村職員を対象とするセミナー「ひきこもり支援における本人及び家族との対話交流と支援体制づくりについて」

令和7年7月 相談支援スキルアップ研修

令和7年8月 令和7年度 第1回市町ひきこもり対策支援合同研究会

令和7年9月 令和7年度 第1回 ほっとかへんネット実践交流会

令和7年9月～令和8年3月 ひきこもり・不登校 家族のためのセミナー

令和7年10月 生活困窮者自立支援制度人材養成研修 ステップアップ研修（近畿ブロック）

令和7年11月 兵庫県ヤングケアラー・若者ケアラー支援研修

令和7年12月 生活困窮者自立相談支援事業従事者研修

令和8年1月 「子どもの貧困の今を知る」研修会

令和8年2月 ほっとかへんネットワーク情報交換会

VII 参考資料

1 芦屋市多機関協働推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 重層的支援体制整備事業の進捗管理及び評価を実施するとともに、相談支援と参加支援のつながりを中心に、地域づくりも意識しながら協議し、それらの一体化の評価視点を取り入れながら、必要に応じて、プロジェクト活動で取組を推進する体制を構築するため、芦屋市多機関協働推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 重層的支援体制整備事業の進捗管理及び評価に関すること。
- (2) 相談支援、参加支援や地域づくりを意識した多機関が協働する体制の整備に関すること。
- (3) 前号の課題解決に向けた具体的な活動の推進に関すること。
- (4) その他設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 司法関係者
- (3) 保健、医療関係者
- (4) 商工、労働機関関係者
- (5) 権利擁護支援センター関係者
- (6) 地域包括支援センター関係者
- (7) 障がい者基幹相談支援センター関係者
- (8) 若者相談関係者
- (9) 福祉団体関係者
- (10) 児童福祉関係者
- (11) 学校教育関係者
- (12) 市民参画活動支援団体関係者
- (13) 行政関係者
- (14) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に関連する課題について、専門的に協議する必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部会員は、委員長が指名する。

3 各専門部会には、それぞれ部会長及び副部会長を置く。

- 4 部会長は、委員長が指名する。
- 5 部会長は、専門部会を主宰する。
- 6 副部会長は、部会員のうちから部会長が指名する。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 専門部会において、部会長が必要と認めるときは、部会員以外の者の出席を求め、意見を聴取するほか資料の提出を求めることができる。
- 9 専門部会は、委員会から付託された事項について協議し、その結果を委員会に報告する。
(プロジェクトチーム)

第8条 委員会は、多機関協働の推進を図る上で必要と認めるときは、プロジェクトチームを組織することができる。

- 2 プロジェクトチームにはリーダーを設置し、リーダーは、委員長が委員の中から指名し、当該指名された委員は、その実務に従事する。
- 3 プロジェクトチームの構成員については、前項で指名を受けたリーダーが選出することができる。
- 4 前項の規定に関わらず、市長は委員長の意見を聴き、委員以外の者をプロジェクトチームの構成員に選出することができるものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、地域福祉に関する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 芦屋市多機関協働推進委員会委員名簿

令和7年度

区 分	所 属	氏 名
学識経験者	日本福祉大学大学院 客員教授	平野 隆之
司法関係者	兵庫県弁護士会 タクト法律事務所 弁護士	吉田 督
保健及び医療関係者	芦屋市医師会	加藤 力敬
	芦屋健康福祉事務所 地域保健専門員	押増 美穂
商工、労働機関関係者	西宮公共職業安定所 統括職業指導官	新妻 佐奈江
	阪神南障害者就業・生活支援センター 主任就業支援担当	藤川 喜正
芦屋市権利擁護支援センター 関係者	芦屋市権利擁護支援センター センター長	谷 仁
芦屋市地域包括支援センター 関係者	芦屋市精進高齢者生活支援センター 基幹的業務担当	上田 利重子
芦屋市障がい者基幹相談支援 センター関係者	芦屋市障がい者基幹相談支援センター センター長	三芳 学
若者相談関係者	芦屋メンタルサポートセンター 事業所長	石田 享子
福祉団体関係者	芦屋市社会福祉協議会 事務局長	山崎 元輝
	芦屋市民生児童委員協議会 副会長	山本 真美代
市民参画活動支援団体関係者	特定非営利活動法人あしやNPOセンター	株本 就子
児童福祉関係者	こども家庭・保健センター 係長	中島 匠
学校教育関係者	学校支援課 係長	佐藤 菜穂子
行政	こども福祉部 部長	山田 弥生

令和8年度

区 分	所 属	氏 名
学識経験者	日本福祉大学大学院 客員教授	平野 隆之
司法関係者	兵庫県弁護士会 タクト法律事務所 弁護士	吉田 督
保健及び医療関係者	芦屋市医師会	加藤 力敬
	芦屋健康福祉事務所 地域保健専門員	穴瀬 好
商工、労働機関関係者	西宮公共職業安定所 統括職業指導官	中西 貴夫
	阪神南障害者就業・生活支援センター 主任就業支援担当	藤川 喜正
芦屋市権利擁護支援センター 関係者	芦屋市権利擁護支援センター センター長	谷 仁
芦屋市地域包括支援センター 関係者	芦屋市精進高齢者生活支援センター 基幹的業務担当	上田 利重子
芦屋市障がい者基幹相談支援 センター関係者	芦屋市障がい者基幹相談支援センター センター長	三芳 学
若者相談関係者	芦屋メンタルサポートセンター 事業所長	石田 享子
福祉団体関係者	芦屋市社会福祉協議会 事務局長	山崎 元輝
	芦屋市民生児童委員協議会 副会長	山本 真美代
市民参画活動支援団体関係者	特定非営利活動法人あしやNPOセンター	株本 就子
児童福祉関係者	こども家庭・保健センター 係長	中島 匠
学校教育関係者	学校支援課 係長	佐藤 菜穂子
行政	こども福祉部 部長	山田 弥生

令和 7 年度芦屋市生活困窮者自立支援制度に関する事業実績報告書作成にかかる事務局

事務局
芦屋市社会福祉協議会 (自立相談支援事業受託機関)
社会福祉法人三田谷治療教育院 (就労準備支援事業・社会参加推進事業受託機関)
社会福祉法人グリーンコープ (家計改善支援事業受託機関)
株式会社キズキ (子どもの学習・生活支援事業受託機関)
こども福祉部福祉室地域福祉課

令和 7 年度

芦屋市生活困窮者自立支援制度に関する事業実績報告書

令和 8 年 10 月

発行：芦屋市

〒659-8501

兵庫県芦屋市精道町 7 番 6 号

T E L 0797-38-2040

F A X 0797-38-2060

ホームページ <http://www.city.ashiya.lg.jp/>

編集：芦屋市こども福祉部福祉室地域福祉課